

社会福祉法人ともいき会  
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

第1章 総 則

**(目的及び意義)**

第1条 この規程は、社会福祉法人ともいき会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**(定義等)**

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬 等

**(報酬等の支給)**

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

#### **(年間報酬総額)**

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

#### **(理事会及び評議員会の出席報酬等)**

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### **(理事長等の勤務報酬等)**

第6条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常勤理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### **(監事の報酬等)**

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

また、理事会及び評議員会が同日に開催され、この両方に出席した場合であっても、理事会出席報酬の支払いのみとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### **(費用弁償の支給)**

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支

- 払い、出張終了後清算することができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。
  - 4 旅費は、実費を支給する。
  - 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

#### **(兼務役員)**

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

#### **(役員職務証跡)**

第 10 条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカード等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

#### **(報酬等の支給日)**

- 第 11 条 常勤役員の報酬等（旅費は除く）は、毎月 21 日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

#### **(報酬等の支給方法)**

- 第 12 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

## **第 3 章 退 任 慰 労 金**

#### **(退任慰労金)**

第 13 条 理事、監事、評議員が退任する際、退任慰労金を支給することができる。

### (金額の算定)

第14条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長

在任期間 1 任期 2 年につき 30,000 円

(2) 理事、監事

在任期間 1 任期 2 年につき 20,000 円

(3) 評議員

在任期間 1 任期 6 年につき 60,000 円

2 在任期間の計算は、平成 29 年 4 月 1 日以降の役員等就任日を起算として、1 任期に満たない期間は、退任慰労金を任期年数で除して在任期年数を乗じて算出した金額とする。

### (支給の方法)

第15条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

### (控除)

第16条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## 第4章 附 則

### (公表)

第17条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### (補足)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は平成 29 年 6 月 17 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1（出席報酬日額）

名 称	職務	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理 事	10,000円	0円
	監 事	10,000円	0円
評議員会出席報酬等	評議員	10,000円	0円
	理 事	10,000円	0円
	監 事	10,000円	0円

別表2（勤務報酬等）

名 称	報酬	実費弁償費	備 考
理事長等業務報酬等（日額）	15,000円	0円	
理事長等業務報酬等（月額）	100,000円	0円	
常務理事業務報酬等（月額）	50,000円	0円	職員と兼務がない場合
理事業務報酬等（日額）	10,000円	0円	
監事監査指導報酬等（日額）	20,000円	0円	

別表3（出張旅費等）

旅 費	宿泊費	日 当	その他
理事長等業務報酬等（日額）	実費（～20,000円）	3,000円	実 費